

令和6年10月31日

【照会先】

神奈川県労働局 雇用環境・均等部指導課
指導課長 長瀬 徹也
課長補佐 荒井 麻希
(電話) 045-211-7380

神奈川県労働局 労働基準部監督課
監督課長 松田 恵太郎
主任監察官 山田 能啓
(電話) 045-211-7351

報道関係者 各位

フリーランスのための新しい法律が施行されます

～ 労働者かもしれないフリーランスの方からの相談にも対応します ～

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）「以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。」が施行されます。

神奈川県労働局（局長 藤枝 茂）では、雇用環境・均等部指導課で、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づくフリーランスの方の就業環境の整備に向けた取組を行うとともに、労働基準部監督課で、フリーランスとして契約しているながら実態は労働者となっている方々の労働環境の整備に向けた取組みを行ってまいります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図るため「取引の適正化」※1と「就業環境の整備」の2つの観点から、フリーランスに仕事を発注する事業者が守るべき義務と禁止行為を定めており、神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課では同法の「就業環境の整備」に関する相談に対応し、発注事業者が法違反行為があった場合には、指導・助言等を行います。

※1「取引の適正化」に関する相談先は公正取引委員会又は中小企業庁になります。

また、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するにも関わらず、労働基準法に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されていることから、労働基準部監督課では、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランスの方々からの労働基準法等の違反に関する相談窓口を県内12箇所の労働基準監督署に設けて相談等の対応を行います。

【取組概要】

- ◆ 雇用環境・均等部指導課では、
 - ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知を行い、就業環境の整備に関する相談に対応します。また、フリーランスからの申出に基づき、発注事業者に対する調査等を行います。
- ◆ 労働基準部監督課では、
 - ・県内12箇所の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランスの方々からの労働基準法等の違反に関する相談窓口を設置し、労働者に該当するかどうかの判断基準を説明するなど、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、相談内容から、労働基準法違反等が疑われ申告として受け付けた場合には、調査等の対応をします。

● フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談窓口

【取引の適正化に関する相談窓口】

- ・ 公正取引委員会 事務総局
経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室
03-3581-5479
- ・ 関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
048-600-0325

【就業環境の整備に関する相談窓口】

- ・ 神奈川労働局 雇用環境・均等部指導課
045-211-7380

● トラブルが発生しているフリーランスの方の無料弁護士相談窓口

【フリーランス・トラブル110番】

- ・ 運営事業者 東京第二弁護士会
0120-532-110
URL <https://freelance110.mhlw.go.jp/>



● 労働者性に疑義のあるフリーランスの方の労働基準法違反等に関する相談窓口

- ・ 神奈川労働局 労働基準部監督課
045-211-7351
- ・ 横浜南労働基準監督署
045-211-7374
- ・ 鶴見労働基準監督署
045-501-4968
- ・ 川崎南労働基準監督署
044-244-1271
- ・ 川崎北労働基準監督署
044-382-3190
- ・ 横須賀労働基準監督署
046-823-0858
- ・ 横浜北労働基準監督署
045-474-1251
- ・ 平塚労働基準監督署
0463-43-8615
- ・ 藤沢労働基準監督署
0466-23-6753
- ・ 小田原労働基準監督署
0465-22-7151
- ・ 厚木労働基準監督署
046-401-1641
- ・ 相模原労働基準監督署
042-752-2051
- ・ 横浜西労働基準監督署
045-332-9311

<添付資料>

- ・ リーフレット「フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！」